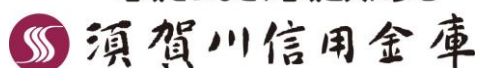


商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしん職域サポートローン (しんきん保証基金保証付)
------------------	-------------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号すべてに該当する方 (1) 原則として職域サポート契約を締結した事業所に勤務する経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規従業員も可）の方 (2) 借入申込時年齢満 20 歳以上で、安定継続した収入のある方 なお、派遣社員・パート等の非正規社員の方につきましては、安定した収入があると認められる場合に限り対象となります。 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 当金庫の会員資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・ 当金庫の地区内に所在する事業所の役員または勤務されている方 ・ 当金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる方 (信用金庫法施行規則で定める売買契約または請負契約を締結した方に限ります。)
お使用みち	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ②教育関連資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学する学校等への納付金（最長 1 年分） ・ 就学にかかる付帯費用（最長 1 年分、100 万円以内） ※ 申込日時時点で支払日から 3 カ月以内のものに限り支払済資金も可 ③住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※ 上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込みで 100 万円以内） ※ 売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から 3 カ月以内のものに限り支払済資金も可

地域をつなぎ、地域と共に歩む



お 使 い み ち	<p>(2) 申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>※ 当金庫のしんきん保証基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育ローン、リフォームローン、無担保住宅ローン（いずれもプライム、エコを含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）に限ります。</p> <p>【対象とならないお使いみち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業資金 ②支払先が、申込人が経営または勤務する事業所 ③個人間売買による購入費用 ④支払済資金 ⑤株式取得資金 ⑥投機的な性格の資金 ⑦税金支払資金 ⑧転貸資金 ⑨旧債返済資金（(2)に該当するものは除く）
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円以上 1,000万円以内（1万円単位） ただし、本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が 3,000万円以内
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3カ月以上 15年以内
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます。 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月の増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資金額の 50%以内とし、年 2 回の 6 カ月間隔による返済とします。 ・ 6 カ月まで元金返済の据置きも可能です。
連 帯 保 証 人 ・ 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・ しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、連帯保証人・担保は必要ありません。
各 種 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 (1) 融資取扱手数料 (2) 繰上償還手数料 (3) 条件変更手数料 等 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。

保証料	<ul style="list-style-type: none"> 保証料は融資利率に含まれますので、別途保証料をお支払いいただく必要はありません。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にて返済金額の試算ができますので、お申し出ください。 ご融資金は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。また、原則としてお支払先にお振込みいただきます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 お申し込みに際しては審査させていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

令和5年12月1日 現在